学生会員への変更届

（記入日：　　　年　　　月　　　日）　　　　　　　　　　　　日本保健医療社会学会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 該当する方を○で囲んでください新規　・継続 |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 4月１日現在の所属機関部局および身分 | 部局まで記入すること |
| 所属機関所在地 | 〒Tel |
| e-mail |  |
| 住所 | 〒Tel |
| 適用年度 | 年度※西暦で記載してください。 |

※下記の学会規約第8条に関わらず、2021年度に限り2021年7月末日まで受け付ける。

学会事務局まで在学証明書（学生証不可）と共に送付すること。

＜学会規約第8条＞

学生会員になれるのは、大学あるいは大学院で正規の学生の身分を持つ個人（学士、修士、博士などの学位取得のための正規課程に在籍するものを指し、研究生、研修生、科目履修生、聴講生などは含まない）とする。学生会員になろうとする場合は、入会時または当該年度の4月末までに、在学証明書を学会事務局に提出しなければならない。在学証明書の提出がない場合は、自動的に通常会員として会員資格が更新される。学生会員の継続限度は9年とする。

＜学会規約第11条6＞

6. 選挙権、被選挙権は会員歴が2年以上ある者とする。ただし、シニア会員と学生会員は被選挙権を有しない。